

○厚生労働省告示第九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第百六十一号を第百六十二号とし、第百三十号から第百六十号までを一号ずつ繰り下げ、第百二十九号の次に次の一号を加える。

百三十 四―「二―（三・五・五・八・八―ペンタメチル―五・六・七・八―テトラヒドロナフタレン―ニ―イル）エテニル」安息香酸（別名ベキサロテン）及びその製剤